

第4回 利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

議 事 録

日時：平成28年6月5日（日） 15：00～

場所：井波総合文化センター

1. 開 会

司会 それでは、定刻となりましたので、本日の会議を開催したいと思います。

本日、進行を務めさせていただきます北陸地方整備局広域水管理官の山田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、報道機関の皆様にお願いがございます。審議開始後は記者席より前方の立ち入りはご遠慮ください。カメラの撮影は議事進行の支障とならないようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、北陸地方整備局長の藤山よりご挨拶申し上げます。

2. 挨 拶

北陸地方整備局長 どうも皆さん、こんにちは。

今日は知事はじめ市長さん、副市長さん、お忙しいところ、日曜日でもありますけれども、この利賀ダムの検討の場の会合にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回3月のこの場が5年ぶりに再開した検討の場であったわけですがけれども、今回は5年も待たせておいて何でこんな窮屈な日程調整をするんだという御意見もあろうかと思いますがけれども、これからの検証の作業につきましては、さらに数カ月、何年とかけていくようなものではないというふうに私自身は思っておりますけれども、基本的なスタンスとしては、この検討の場の後にもさまざまなステージがございます。

これは全国のルールにのっとってやっていく話ではありますが、事務局といたしましては、しっかりと説明をして、さまざまな形で御意見を伺って、丁寧に仕事を進めることを基本としつつも、これからさらにこの検証自体の道のりに大きな日程を割くことは許されないという御意見もいっぱいいただいておりますので、丁寧にやるとともに、一日でも早くこの検証作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

司会 続きまして、本日の出席者をご紹介します。

富山県知事 石井様でございます。

高岡市長 高橋様でございます。

射水市長 夏野様でございます。

南砺市長 田中様でございます。

砺波市副市長 齋藤様でございます。

小矢部市副市長 高畠様でございます。

ここで、報道関係の方々におかれましては、記者席での取材とさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、お配りした本日の資料を確認させていただきます。

お手元にあります資料ですが、まず、本日の議事次第でございます。続きまして、資料－１から資料－１２でございます。続きまして、参考資料の１から６でございます。

資料に過不足等がございましたらお知らせいただければと思います。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

３．議 事

司会 本日の進め方でございますが、検討主体である北陸地方整備局から一通りの資料の説明をさせていただき、その後、御意見をいただきたいと思っております。

それでは、資料－１からよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

まず、資料－１をごらんください。こちら、検証の進め方、それから、本日どこの部分を御議論いただくかということで記載してございます。資料には、ダム検証の進め方の全体像を記載させていただいております。

検証の進め方につきましては、平成22年、本省の有識者会議におきまして「中間とりまとめ」がなされまして、その後、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」というものが策定されまして、それに基づいて、全国共通でこのルールを進めて検証を行っております。

青の四角、破線で囲んでおりますのが、前回第３回の検討の場で御議論いただきました内容でございます。

本日御議論いただくのは、赤四角に囲んであるところでございます。

まず、左上の「オ」の部分でございますが、検証対象ダムの事業等の点検について御説明させていただきます。

それから、真ん中の赤四角の中、〔ク〕のところでございます、前回第3回検討の場で立案・抽出しました各対策案につきまして、第3回検討の場以降、パブリックコメントと利水参画者などの方々への意見聴取を行ってまいりました。このいただいた意見を踏まえまして、まず概略評価というものを行ってございます。

その上で、下の〔ケ〕治水対策案を評価軸ごとに評価しまして、その下の〔コ〕、目的別の総合評価というものを行ってございます。

同じく右側、〔サ〕〔シ〕とございますが、「新規利水」、それから「流水の正常な機能の維持」についても、概略評価、評価軸ごとの評価、目的別の総合評価を行っております。

このように、各目的別の総合評価を行った上で、〔セ〕の部分ですが、検証対象ダムの総合的な評価を実施しております。

ここまでを今日議論いただくということでございます。

その上で、右側③にございます学識経験を有する者などの意見を聴くといった手順になってまいります。

そうしましたら、まずは、利賀ダム建設事業等の点検について、資料を用いて説明させていただきます。

資料－2をごらんください。

それから、参考資料－2のほうに少し詳細な内容を記載しておりますので、必要に応じてごらんいただければと思います。

まず、資料－2で説明をさせていただきます。

1 ページ目をごらんください。点検の対象、点検の趣旨について記載してございます。

ダム検証の実施要領細目に基づきまして、総事業費、堆砂計画、工期、過去の洪水実績などの計画の前提となっているデータの点検を実施しております。

「点検の趣旨」というところが下にございますが、2つ目のポツ、現在保有している技術情報などの範囲内で、今後の方向性に関する判断とは一切かわりなく、現在の事業計画を点検するものであるということです。

それから、3つ目のポツですが、また、予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策等のいずれの検討に当たっても期待的要素は含まないこととしている。今回算定した総事業費や工期は、ダムを含まない複数の治水対策案等との比較検討を適切に行うために算定したという性格を有するものであることを踏まえまして、現段

階において、総事業費や工期の変更に直結するというものではありません。

それから、最後のところですが、なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合も、実際の施工に当たっては、更なるコスト縮減、工期短縮に対して最大限の努力をするということで、これが点検の趣旨になります。

次に、2 ページ目をごらんください。こちらは、利賀ダム建設事業の概要について、ダムの諸元、ダムの目的について記載してございます。

ダムの目的としまして、「洪水調節」「流水の正常な機能の維持」「工業用水」の3つの目的がございます。

続きまして、3 ページ目をごらんください。総事業費の点検についてでございます。

1 ポツのところ、この総事業費の点検ですが、ダム本体工事、調査設計等を含む残事業を対象としまして事業費を点検してございます。

下に表を載せておりますが、表の一番上の部分、平成27年度までの実施済額ということで、27年度までの実施済額を計上してございます。

その右側が点検の対象となる残事業費でございます。

さらに右側、残事業費（点検結果）ということで、こちらが点検結果となっておりまして、

一番下、事業費となっておりまして、点検対象としまして約718億円ということがございます。

その右側、点検の結果でございますが、約844億円でございます。

この変動の要因としまして、点検結果の右の欄に記載してございますが、内容としましては、物価変動に伴う増、消費税率に伴う増、工期の延期に伴う増などということで記載をしております。

続きまして、4 ページ目をごらんください。工期の点検についてでございます。

工期の点検の考え方としましては、転流工進入路の工事用道路着工から残事業の完了までに必要な期間について点検をしております。

下の表、黒色の破線で記載しているのが現行計画の工程、黒色の実線が点検結果として、転流工の進入路の工事用道路着工から事業完了まで13年程度の見込みでございます。

また、このほかに、入札契約に必要な期間などが必要になります。

5 ページ目をごらんください。堆砂計画の点検についてでございます。

堆砂計画の点検の考え方としまして、1 ポツ目でございますが、利賀ダムの堆砂計画と

いうのは、近傍ダムの堆砂実績をもとに、平成3年までのデータを用いて推計を行っておりまして、その結果、計画堆砂量を470万 m^3 と決定してございます。

計画堆砂量において今回、新たなデータを確認することによりまして、堆砂計画の妥当性について点検を行ってございます。

その下、「堆砂計画の点検の結果」というところございまして、今回、点検の結果、100年間分の堆砂量が約420万 m^3 となりまして、現計画の堆砂容量470万 m^3 を上回らないことを確認しまして、利賀ダムの堆砂計画は妥当と判断してございます。

次に、6ページ目をごらんください。計画の前提となっているデータ等の点検についてです。

計画の前提となっている雨量データですとか流量データの点検を実施してございまして、その結果については北陸地方整備局のホームページで公表する予定にしております。

以上が資料－2の説明になります。

次に、資料－3をごらんください。パブリックコメントの結果についてです。

1ページ目をごらんください。意見募集とその結果の概要についてです。

意見募集の概要についてでございますが、前回第3回検討の場で提示しました、ここに2つ書いてあります。1) 提示した対策案以外の具体的な対策案の提案、2) 対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見、こちらについて意見募集を平成28年3月30日から4月28日まで実施いたしました。

その結果ですが、下を書いてありますとおり、2名の方から御意見をいただきました。

次に、3ページ目をごらんください。御意見を踏まえまして論点、検討主体の考え方について記載してございます。

いただいた御意見でございますが、利賀ダム建設事業への賛否に関する御意見についていただいております。

右側に「検討主体の考え方」というものを記載してございますが、今回の利賀ダム検証というのが、実施要領細目の基本的な考え方に基づきまして、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を予断を持たず立案・評価し、対策方針（案）を決定することとしているということで記載をさせていただいております。

以上が資料－3についてです。

次に、資料－4をごらんください。利水参画者などの方々からいただいた御意見につい

てでございます。

1 ページ目をごらんください。

前回第3回検討の場で立案・抽出しました複数の対策案について、ここに記載の方々に意見聴取を実施してございます。

2 ページ目をごらんください。6 ページ目までが、新規利水対策案に対する御意見ということになりまして、それぞれ御意見をいただいた対策案がどのようなものか、御意見をいただいた主体、御意見の内容ということで、表形式で整理をしてございます。

2 ページから6 ページ目が新規利水対策案で、7 ページ目をごらんください。7 ページ目からが、流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見です。

こちらにつきましても、新規利水対策案と同じような表の形式で御意見をまとめてございます。こちらが13ページまで記載してございます。

13ページ目をごらんください。下のほうですが、治水対策案に対する御意見ということで、施設管理者の富山県さんに御意見をいただいているということで記載をしてございます。

続きまして、資料－5をごらんください。利水参画者などの方からの御意見を踏まえた治水、新規利水、流水の正常な機能の維持対策案の概略評価についてということでございます。

1 ページ目をごらんください。

まず、治水対策案につきまして、第3回検討の場で抽出しました4つの治水対策案のうち、利賀川ダム操作ルール見直しについて、施設管理者である富山県さんに提示し、意見聴取を行いました。

2 ページ目をごらんください。施設管理者の富山県さん、それから構成員の方々、パブリックコメントでいただいた意見をまとめたものでございます。

富山県さんからは、利賀川ダム操作ルール見直しについては、ダム操作による治水効果が小さいことや利賀川の治水計画に変更を生じることが想定されるなど、実現性の面で課題が多いといった御意見をいただいております。

その下、構成員、パブリックコメントからの御意見ということで、前回第3回の検討の場において棄却した治水対策案について御意見はございませんでした。

また、下の新たな治水対策案について特に御意見というのはございませんでした。

続きまして、3 ページ目をごらんください。利水参画者などからの御意見を踏まえて概

略評価を行った結果になります。

治水対策案につきましては、この4案について抽出したいと考えているということでございます。

続きまして、4ページ目をごらんください。新規利水対策案について第3回検討の場で抽出しました10案を記載しております。

これらについて、利水参画者などの方々に提示し、御意見をいただきました。

5ページ目をごらんください。治水対策案と同じように、利水参画者などの方々、構成員の方々、パブリックコメントでいただいた御意見をまとめてございます。

利水参画者などからいただいた御意見でございますが、一番上の「地下水取水への主な御意見」としまして、地盤沈下や既存井戸の枯渇など、周辺だけでなく下流域まで影響を及ぼすことが懸念される。

「ダム再開発（掘削）への主な御意見」としまして、具体的案を提示していただいた上で、引き続き協議が必要ということ。

それから、「ダム再開発（かさ上げ）、他用途ダム容量の買い上げ、ダム使用権等の振り替え、既得水利の合理化・転用への主な御意見」としまして、発電設備・運用への影響が大きいため、現時点では容認できない。発電事業への影響が懸念される対策案は受け入れることができません。ダム使用権の振り替えは困難である。既得水利の合理化・転用は困難という御意見をいただきましたので、このダム再開発（かさ上げ）、他用途ダム容量の買い上げ、ダム使用権等の振り替え、既得水利の合理化・転用ということについては実現性が低いことが明らかになりましたことから、概略評価において棄却したいということで提示させていただいております。

それから下、構成員、パブリックコメントということで、第3回の検討の場で棄却しました新規利水対策案について特に御意見はございませんでした。また、新たな新規利水対策案について特に御提案はなかったということでございます。

6ページ目をごらんください。利水参画者などの方々からいただいた御意見を踏まえまして、新規利水対策案について整理をしたものでございます。

表のとおり、実現性が低いものについて棄却させていただきたいということでございます。

7ページ目をごらんください。概略評価で抽出した新規利水対策案についてでございます。

概略評価によりまして、「地下水取水案」「豆谷ダムの掘削によるダム再開発案」、この2つを抽出させていただきたいということでございます。

次に、8ページ目をごらんください。今度は「流水の正常な機能の維持対策案」について、第3回検討の場で抽出しました11案について記載しておりまして、こちらについても利水参画者などに提示し御意見を伺ってございます。

9ページ目をごらんください。治水、それから新規利水対策案と同じように、利水参画者などの方々、構成員の方々、パブリックコメントでいただいた御意見を整理してございます。

利水参画者などの方々からいただいた意見ですが、かさ上げによるダム再開発案につきましては、ダムの管理・運用の見直しなど、実現性の面で課題が多いと考えるとの御意見をいただいております。

他用途ダム容量の買い上げ、既得水利の合理化・転用、ダム使用権等の振り替えについては、発電設備・運用への影響が大きいため、現時点では容認できない。発電事業への影響が懸念される対策案は受け入れることができません。既得水利の合理化・転用は困難。ダム使用権の振り替えは困難であるという御意見をいただいております。

このような御意見をいただいております。これらの対策案については、実現性が低いことが明らかとなったことから、概略評価について棄却するということで提示させていただいております。

下の構成員、パブリックコメントからいただいた意見としましては、概略評価による抽出で棄却した対策案についての御意見というのは特にございませんでした。

また、新たな流水の正常な機能の維持対策案の提案というのも特にございませんでした。

次に、10ページ目をごらんください。先ほどと同じような形で整理をしております。

利水参画者などからいただいた御意見を踏まえまして、「流水の正常な機能の維持対策案」について整理したもので、表のとおり実現性が低いものについて棄却させていただきたいということでございます。

11ページ目をごらんください。概略評価で抽出した「流水の正常な機能の維持対策案」についてでございます。

概略評価によって、「水系間導水（神通川ルート）」、「境川ダムのかさ上げによる再開発案」、この2つを抽出させていただきたいということでございます。

以上が資料－5の説明になります。

なお、今、資料－５で説明させていただいて最後に抽出しました治水、新規利水、流水の正常な機能の維持対策案については、参考資料の４、５、６にその概要を記載してございますので、この後、評価軸ごとの評価というのを説明させていただきますが、そのときに必要に応じてご参照いただければと存じます。

次に、資料－６を説明させていただきます。治水対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価（案）についてということでございます。

１ページ目をめくっていただきまして、先ほど抽出しました「治水対策案」に「利賀ダム案」を含めまして、５案を記載してございます。

ダム検証の実施要領細目に示されている安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響、この７つの評価軸で評価を行ってございます。

下の表は、抽出時の名称をわかりやすい名称としまして右側に変えるということで記載をしてございます。

続きまして、２ページ目をごらんください。治水対策案の評価軸ごとの評価ということになります。

横軸に、利賀ダム案を含めました治水対策案ということで５案を記載してございます。縦軸のほうには、先ほどの評価軸を記載してございます。

まず一番上の段、安全度ということで、河川整備計画レベルの目標に対しての安全度について記載してございます。５案全てで目標を満足するというで記載してございます。

安全度、次の段から、目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるかということで記載をしてございます。

目標を上回る洪水としましては、３段階で記載しておりまして、１つ目が河川整備計画レベルよりも大きい規模の洪水、その次が河川整備基本方針レベルの洪水、３つ目が河川整備基本方針を超える洪水についてでございます。

各ページに説明をしてございまして、まず、河川整備計画レベルよりも大きい洪水について、２ページ目に記載してございます。

「利賀ダム案」でございしますが、河川整備計画レベルより大きい洪水が発生した場合、１つ目の黒丸ですが、利賀ダムの洪水調節計画は、河川整備基本方針レベルの洪水から決められており、河川整備計画レベルより大きい規模の洪水が発生した場合でも、ダムによる洪水調節機能を発揮するというで記載させていただいております。

それから、中段のあたりですね。「計画高水位を超える区間」ということで、各対策案

に記載してございます。これは、庄川で100分の1規模の洪水が発生した場合ということでございます。

「利賀ダム案」では、直轄管理区間26.1kmのうち、超過区間というのが4.4kmとなります。

右側、「河道掘削案」では、超過区間が6.6km、さらに右、「放水路案」では6.2km、「利賀川ダム操作ルール見直し案」でも6.6km、「流域を中心とした対策案」では7.2kmということで記載してございます。

それから、対策案のその下に括弧書きで、利賀ダム案に比べ水位が高い区間ということで比較をしてございます。

「河道掘削案」「放水路案」「利賀川ダム操作ルール見直し案」「流域を中心とした対策案」ともに、直轄管理区間の全区間26.1kmが「利賀ダム案」に比べて水位が高い区間ということになります。

それから、一番下の括弧の部分でございますが、河道の水位ということで記載しております。扇頂部付近の水位を記載してございまして、計画高水位を超過するのがどの程度かということで、「利賀ダム案」では計画高水位91cm超過、「河道掘削案」「放水路案」は117cm超過、「利賀川ダム操作ルール見直し案」は122cm超過、「流域を中心とした対策案」は120cm超過となっております。

これは、目標を上回る洪水などが発生した場合に、ダム案が他の案に比べ計画高水位を超える区間が最も短くなり、計画高水位を超える程度というのが最も小さくなるということでございます。

続きまして、3ページ目をごらんください。こちらでは、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合どうなるかということで記載してございます。

真ん中、先ほどと同じく、二重括弧で「計画高水位を超える区間」ということで記載しております。

これは庄川で150分の1規模の洪水が発生した場合ということで記載してございますが、計画高水位を超える区間の延長、「利賀ダム案」に比べて水位が高い区間の比較、計画高水位を超える程度について先ほどと同じように記載してございまして、先ほどご説明した目標を上回る洪水の規模と同様の結果を記載してございます。

続きまして、4ページ目をごらんください。こちらでは、河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水が発生した場合について記載してございます。

下のほう、二重書きで、同じく「計画高水位を超える区間」ということで記載をしております、こちらでは全ての案で18.6kmとなっております。

それから、一番下の枠のところで、安全度ということですが、局地的な大雨について記載しております。

「利賀ダム案」「利賀川ダム操作ルール見直し案」については、局地的な大雨がダム上流で発生した場合、ダム容量を上回るまでは洪水調節が可能ということで記載させていただいております。

続きまして、5ページ目をごらんください。同じく安全度についてになりますが、こちらは段階的にどのように安全度が確保されていくのかということについて記載をしております。

まず、10年後でございますが、「利賀ダム案」「放水路案」については、完成していないため、その効果というのは発現していないと考えられます。

「利賀川ダム操作ルール見直し案」「流域を中心とした対策案」、10年後ですが、関係者と調整が整えば効果を発現していると想定されますが、その調整の期間の設定は困難であるということで記載をさせていただいております。

それから、10年後、河道改修の堤防整備等ということでございまして、堤防整備等の河道改修については、改修を行った区間から順次効果を発現していると想定されるということで、全ての案に記載させていただいております。

次に、15年後でございますが、15年後、「利賀ダム案」につきましては、効果を発現していると想定しているのに対しまして、「放水路案」については、完成していないため効果は発現していないと考えられます。

また、15年後のところですが、河道改修についてでございますが、改修を行った区間から順次効果を発現してございますが、「河道掘削案」「放水路案」「利賀川ダム操作ルール見直し案」「流域を中心とした対策案」については、利賀ダムの効果に相当する分の整備効果の発現は見込めないということで想定をしております。

次に、6ページ目をごらんください。コストについて記載をしております。

完成までに要する費用としまして、「利賀ダム案」のところでございますが、約870億円とございます。うち利賀ダム残事業費が約520億円ということでございます。

その下には、維持管理に要する費用はどのくらいか、ダム中止に伴って発生する費用はどのくらいかということで記載をしております。

完成までに要する費用としまして、「河道掘削案」でございますが、約710億円、うち利賀ダムの効果量に相当する河道改修費などは約360億円、「放水路案」につきましては約910億円、うち利賀ダムの効果量に相当する河道改修などは約560億円、「利賀川ダム操作ルール見直し案」は約730億円、うち利賀ダム効果量に相当する河道改修費などは約380億円、「流域を中心とした対策案」は約730億円、うち利賀ダムの効果量に相当する河道改修費などは約380億円ということになってございます。

続きまして、7ページ目をごらんください。実現性ということで記載してございます。

土地所有者などとの協力の見通しはどうかということでございまして、「利賀ダム案」でございますが、必要な用地取得については約69%、家屋移転は100%完了しているということを記載してございます。

「放水路案」「流域を中心とした対策案」については、土地所有者などとの合意が必要であること、土地所有者及び関係機関等との調整はまだ行っていないことを記載してございます。

それから、その下の枠、その他の関係者などとの調整の見通しはどうかということで記載をしております。

「利賀川ダム操作の見直し案」のところでございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、一番下のところに黒丸で書いてありますが、施設管理者の方から、「利賀川ダム操作ルール見直し案」については、利賀川の治水計画に変更を生じさせるような操作ルールの見直しの場合には、十分な調整が必要との御意見をいただいているということで記載させていただいてございます。

続きまして、8ページ目をごらんください。持続性、柔軟性について記載してございます。

持続性でございますが、全ての案で適切な管理を行っていけば、持続可能であるということを記載してございます。

下の柔軟性についてでございますが、利賀ダム、放水路、利賀川ダム操作ルール見直し、雨水貯留施設等については、関係者の協力等が必要であるが、技術的には可能であるということを記載してございます。

続きまして、9ページ目をごらんください。地域社会への影響という評価軸です。

上のほう、事業地及びその周辺への影響はどの程度かということでございまして、「利賀ダム案」では地すべり対策の必要性、「放水路案」では用地補償の必要性、「利賀川ダ

ム操作ルールの見直し案」では洪水調節機能が完全には発揮されない場合の下流沿川への影響、「流域を中心とした対策案」では、施設の利用への影響について記載させていただいております。

続きまして、10ページ目、11ページ目には、環境への影響について記載させていただいております。

10ページ目、水環境に対してどのような影響があるかということですが、「利賀ダム案」につきましては、水温の上昇が予想されるため、対策を講じる必要があるということを記載しております。

それから、「河道掘削案」「利賀川ダム操作ルール見直し案」「流域を中心とした対策案」では、河道の掘削というところですが、河道の掘削に伴い、河口部での濁水防止対策が必要であるということ、それから「放水路案」では、海域環境に影響を及ぼす可能性があるということを記載しております。

続きまして、12ページをごらんください。12ページ目からが治水対策案の総合的な評価の案についてでございます。

13ページ目をごらんください。

ただいま「利賀ダム案」を含む5案について説明しましたように、7つの評価軸で評価を行いました。これを踏まえまして、目的別の総合評価（洪水調節）の案というものを箱書きの中に記載しております。

1) 一定の「安全度」を確保することを基本とすれば、「コスト」について有利な案は「河道掘削案」である。

目標を上回る洪水が発生した場合の「安全度」については、河道の水位に着目すると、「利賀ダム案」が計画高水位を超える程度が最も小さく、計画高水位を超える区間が最も短くなり、「利賀ダム案」が有利である。

2) 「時間的な観点から見た実現性」として10年後に完全に効果を発現していると想定される案はないが、15年後に最も効果を発現していると想定される案は「利賀ダム案」である。

3) 「持続性」「柔軟性」「地域社会への影響」「環境への影響」の評価軸については、1) 2) の評価を覆すほどの要素はないと考えられる。洪水調節について、一定の「安全度」の確保を前提とした「コスト」の観点においては、「河道掘削案」が有利となり、目標を上回る洪水が発生した場合の「安全度」及び「実現性」、これは時間的な観点から見

た実現性ということですが、これらの観点においては、「利賀ダム案」が有利となった。

このことから、洪水調節について、最も有利な案を明確に得られず、有利な案は「河道掘削案」「利賀ダム案」である。ということにさせていただきます。

以上が資料－6 についてです。

続きまして、資料－7、新規利水対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価（案）についてご説明させていただきます。

1 ページ目をごらんください。

新規利水につきましても、先ほどの治水と同じように、抽出しました案に加えまして、「利賀ダム案」を加えたこの3 案につきまして、実施要領細目に基つきまして6 つの評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）により評価を行ってございます。

2 ページ目をごらんください。2 ページ目からが、その総括整理表になります。

横軸に、「利賀ダム案」を含めました新規利水対策案、縦軸に、先ほどの評価軸というのを記載してございます。

まず、一番上の段でございますが、目標について記載しておりまして、利水参画者に対し確認しました必要量、毎秒0.1m³を開発可能かということで記載してございまして、全ての案で開発が可能です。

次の段ですが、段階的にどのように効果が発現されていくのかということで記載してございます。

10年後につきましては、「利賀ダム案」は事業実施中、「豆谷ダム掘削案」は完成していないため、それぞれ水供給は見込めないと考えられます。

「地下水取水案」について、一部施設については水供給が可能となると考えられますが、全ての施設は完成していないと考えられます。

次に15年後になりますが、15年後は全ての案で施工完了が可能でありまして、水供給が可能になると考えられます。

次に、コストの部分についてです。

完成するまでに要する費用としまして、「利賀ダム案」が約6 億円、「地下水取水案」が約10億円、「豆谷ダム掘削案」が約87億円でございます。

その下には維持管理に要する費用、ダム中止に伴って発生する費用を記載してございます。

続きまして、3 ページ目をごらんください。実現性、持続性についてでございます。

土地所有者などの協力の見通しというところでございますが、「利賀ダム案」は治水対策案と同じように用地取得の状況を記載してございます。

「地下水取水案」「豆谷ダム掘削案」では、土地所有者などとの合意が必要であること、土地所有者及び関係機関などとの調整は行っていないことを記載してございます。

その下、関係する河川使用者の同意の見通しはどうかということでございまして、一番右側、「豆谷ダム掘削案」につきましては、施設管理者から、発電運用への影響も考慮する必要があることから協議が必要との御意見をいただいていることを記載してございます。

その次、下のほうですね。表の上から5つ目のところに事業期間というものを記載してございます。

「利賀ダム案」でございまして、本体関連工事の着工から事業完了まで概ね13年。

「地下水取水案」については、完成まで概ね11年。それから、事業用地の所得者等の了解を得るまでの期間でございます。

「豆谷ダム掘削案」についても、完成まで概ね11年を要するということと、事業用地の所有者等の了解を得るまでの期間が必要ということでございます。

一番下、持続性について記載をしてございます。

「利賀ダム案」と「豆谷ダム掘削案」は、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能であることを記載しております。

「地下水取水案」につきましては、地盤沈下、地下水枯渇に対する継続的な監視や観測が必要であること。長期にわたる地下水取水は、用地周辺の地下水利用や周辺地盤への影響が懸念されるということを記載してございます。

4 ページ目をごらんください。こちらは地域社会への影響でございます。

例えば「利賀ダム案」「豆谷ダム掘削案」は、地すべりに関することについて記載してございまして、「地下水取水案」は、地盤沈下による影響が懸念されるということを記載してございます。

環境への影響というところ、また下のほうになりますが、「利賀ダム案」のところで、水環境に対してどのような影響があるかというところで、水温の上昇が予測されるため、環境保全措置を実施する必要があること。

それから、「地下水取水案」でございまして、地下水位低下や地盤沈下を起こす可能性があると考えられることを記載してございます。

続きまして、5 ページからが新規利水対策案の総合評価というものになります。

6 ページ目をごらんください。

「利賀ダム案」を含む3 案につきまして、今ご説明しましたように、6 つの評価軸で評価を行いました。これを踏まえた新規利水の目的別の総合評価（案）を箱書きの中に記載してございます。

1）一定の「目標」を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「利賀ダム案」である。

2）「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成していると想定される案はないが、15年後には全ての案において「目標」を達成していると想定される。

3）「持続性」「地域社会への影響」「環境への影響」の評価軸については、1）2）の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、新規利水において最も有利な案は「利賀ダム案」である。としてございます。

以上が資料－7 でございます。

続きまして、資料－8、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価（案）についてでございます。

1 ページ目をごらんください。こちらと同じように、先ほど概略評価によりまして抽出した流水の正常な機能の維持対策案2 案に「利賀ダム案」を合わせた3 案を記載してございます。

新規利水と同じく、ダム検証の実施要領細目に示されています6 つの評価軸で評価を行ってございます。

2 ページ目をごらんください。評価軸ごとの評価になってございます。横軸に、「利賀ダム案」を含めた対策案、縦軸に評価軸を記載してございます。

一番上の段でございますが、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成できるかということで、全ての案が目標を達成できることを記載してございます。

次の段でございますが、段階的にどのように効果が発現されていくのかということで記載してございます。

10年後でございますが、いずれの案も水供給は見込めないと考えられます。15年後でございますが、「利賀ダム案」「境川ダムかさ上げ案」、この2 つについては、水供給が可能になると考えられます。

次に、コストについてでございます。

完成までに要する費用としまして、「利賀ダム案」が約320億円、「水系間導水案」が約680億円、「境川ダムかさ上げ案」が約750億円となっております。

その下には、維持管理に要する費用、ダム中止に伴って発生する費用ということを記載してございます。

3 ページ目をごらんください。実現性、持続性についてでございます。

土地所有者等の協力の見通し、「利賀ダム案」は、先ほどの治水対策案、新規利水対策案と同じように記載してございます。

「水系間導水案」、「境川ダムかさ上げ案」につきましては、土地所有者等との合意が必要であること、土地所有者及び関係機関などとの調整を行っていないことを記載してございます。

その下でございますが、関係する河川使用者の同意の見通しとしまして、「水系間導水案」、「境川ダムかさ上げ案」ともに、関係使用者の同意が必要であるということで記載しております。

また、「境川ダムかさ上げ案」については、施設管理者から、放流設備の改良など実現性の面で課題が多いとのご意見をいただいたことを記載してございます。

次に、事業期間はどの程度かということで、上から5番目に記載をしてございまして、「利賀ダム案」は、本体関連工事の着手から事業完了まで概ね13年、「水系間導水案」につきましては、完成まで概ね16年と、事業用地の所有者などの了解を得るまでの期間が必要ということでございます。「境川ダムかさ上げ案」については、施設の完成まで概ね14年、それから、事業用地の所有者などの了解を得るまでの期間が必要ということでございます。

一番下、持続性でございますが、各案とも管理実績がございまして、適切な維持管理より持続可能であることを記載してございます。

続きまして4 ページ目になります。地域社会への影響でございます。

例えば「水系間導水案」の部分でございますが、導水路の設置に伴い、用地補償が必要となることを記載してございます。

下の枠の環境への影響については、「水系間導水案」でございますが、水環境に対してどうかということで、水質改善等の環境保全措置を講ずる必要があることを記載してございます。

続きまして、5 ページ目からが流水の正常な機能の維持対策案の総合評価（案）という

ことになります。

6 ページ目をごらんください。「利賀ダム案」を含みます3案について、今ご説明しましたように、6つの評価軸で評価を行いました。

これを踏まえまして、流水の正常な機能の維持の目的別の総合評価（案）を箱書きの中に記載しております。

1) 一定の「目標」を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「利賀ダム案」である。

2) 「時間的な観点から見た実現性」として、10年後に「目標」を達成していると想定される案はないが、15年後には「利賀ダム案」と「境川ダムかさ上げ案」において「目標」を達成していると想定される。

3) 「持続性」「地域社会への影響」「環境への影響」の評価軸については、1) 2) の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、流水の正常な機能の維持において最も有利な案は「利賀ダム案」である。ということにさせていただきます。

以上が資料－8についてです。

続きまして、資料－9「総合的な評価（案）」についてご説明させていただきます。

1 ページ目をごらんください。目的別の総合評価の結果について、再度記載させていただきます。

2 ページ目をごらんください。目的別の総合評価の結果というのが一致しなかったことから、「河道掘削案」を軸としました3つの組み合わせ案を考えてございます。

まず、①です。「洪水調節」以外の2つの目的で、コストにおいて「利賀ダム案」が最も有利であったことから、「利賀ダム案」から「洪水調節」の目的を除きまして、「新規利水」と「流水の正常な機能の維持」、この2つの目的を満足するダムの案を考えました。

右側に記載しているのがそのダムの案でございまして、「利水・不特定ダム案」となります。これに「洪水調節」として「河道掘削案」を加えた組み合わせ案を記載してございます。

図にあるとおり、左が「利賀ダム案」ですが、ここから洪水調節容量1,970万m³を除くことで、右側の「利水・不特定ダム」というものになります。こちらでは、ダムの高さというのが小さくなってございます。

容量の見直しによりまして、ダム堤体の工事に伴う建設コストというのがマイナス217

億円となります。

続きまして3ページ目をごらんください。上が2つ目の案でございます。

3つの目的それぞれで、「利賀ダム案」以外で最もコストが小さいものを組み合わせたもので「単独案」でございます。

洪水調節では、最もコストが小さいのが「河道掘削案」でございました。「新規利水」「流水の正常な機能の維持」では、「利賀ダム案」以外では「地下水取水案」「水系間導水案」が最もコストが小さかったため、この組み合わせとしてございます。

3ページ目の下の③でございますが、「新規利水」「流水の正常な機能の維持」、この2つの目的でスケールメリットというものを考えまして、案を考えてございます。

「流水の正常な機能の維持」では「水系間導水案」が「利賀ダム案」以外では最もコストが小さくなりましたので、この「水系間導水案」に「新規利水」の目的も加えました「利水・不特定水系間導水案」というのを考えました。

この案に「洪水調節」の部分として、コストで有利となります「河道掘削案」を加えた組み合わせになります。これを「2目的水系間導水案」としてございます。

4ページ目をごらんください。総合的な評価の案になります。

「利賀ダム案」と今組み合わせました「2目的ダム案」「単独案」「2目的水系間導水案」の4案につきまして、総合的に勘案し、評価を行ってございます。

1つ目、「2目的ダム案」を行う場合、15年後に「新規利水」及び「流水の正常な機能の維持」については目標を達成することが可能ですが、「洪水調節」につきましては、「河道掘削案」というのが15年では利賀ダムの効果に相当する分の整備効果の発現が見込めないため、目標を達成することが困難でございます。

2つ目、「単独案」を行う場合、15年後に各目的それぞれの評価結果から、「洪水調節」の「河道掘削案」、「流水の正常な機能の維持」の「水系間導水案」では目標を達成することが困難でありまして、さらに「流水の正常な機能の維持」は、土地所有者などとの調整が必要になってまいります。

3つ目、「2目的水系間導水案」を行う場合でございます。

各目的それぞれの、先ほどお話しさせていただきました評価結果から、15年後の目標達成は困難ということになります。

完成するまでの費用について、下の表にまとめております。

3つの目的での合計を一番右端に記載してございまして、「利賀ダム案」が846億円、

「2 目的ダム案」が987億円、「単独案」が1,050億円、「2 目的水系間導水案」が1,039 億円でございます。

また、河川管理の立場の費用というものをその左隣に記載してございます。

5 ページ目をごらんください。

まず、河川管理の立場から、「洪水調節」「流水の正常な機能の維持」の2 つの目的を総合した評価を行ってございます。

箱書きの中になります。

1) 2 つの目的について合計した「コスト」では、最も有利な案は「利賀ダム案」である。

2) 4 案とも河川管理の立場で2 つの「目標」が確保される。

3) 「時間的な観点から見た実現性」として、15年後に「目標」を達成することが可能と想定される案は「利賀ダム案」である。

4) 「持続性」「柔軟性」「地域社会への影響」「環境への影響」の評価において、上記の評価を覆すほどの要素はないと考えられることから、河川管理の立場から、2 つの目的を総合した評価において最も有利な案は「利賀ダム案」である。ということにしております。

次に、3 つの目的について総合評価を行っております。

1) 3 つの目的を合計した「コスト」について、最も有利な案は「利賀ダム案」である。

2) 4 案とも「目標」が確保される。

3) 「時間的な観点から見た実現性」として、15年後に「目標」を達成することが可能と想定される案は「利賀ダム案」である。

4) 「持続性」「柔軟性」「地域社会への影響」「環境への影響」の評価において、上記の評価を覆すほどの要素はないと考えられることから、3 つの目的を総合した評価において最も有利な案は「利賀ダム案」である。としてございます。

以上から、検証対象ダムの総合的な評価として最も有利な案は「利賀ダム案」であるということにしております。

以上が資料－9 についてでございます。

続きまして、資料－10、資料－11について説明させていただきます。

資料－10を用いて説明させていただきます。

資料－11はナンバリングがありませんが、利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書の

素案の案になります。この厚い資料が資料－11になります。

資料－10は、利賀ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）の案の骨子ということになります。資料－10で、素案（案）の概要、構成について説明させていただきます。

1 ページ目でございます。1 章部分には検討経緯を記載してございます。

2 章目ですが、流域及び河川の概要について記載をしてございます。

3 章では、検証対象ダムの概要について、「洪水調節」「流水の正常な機能の維持」「工業用水の供給」を目的としているということを含めて記載してございます。

4 章部分になりますが、利賀ダム検証に係る検討の内容ということでございまして、本日、第4回の検討の場までの検討内容について記載している章でございます。

4 の1 が本日説明させていただきました検証対象ダム事業等の点検についてです。

2 ページ目を見ていただきまして、4 の2、4 の3、4 の4、こちらが「洪水調節」「新規利水」「流水の正常な機能の維持」に関する検討についてでございまして、代替案の立案から評価軸ごとの評価までを記載してございます。

3 ページ目を見ていただきまして、4 の5 が目的別の総合評価ということで、先ほど説明をさせていただいた内容になります。

4 ページ目をござんください。4 の6 が検証対象ダムの総合的な評価ということで、こちらも、今説明させていただいたものになります。

5 ページ目をござんください。5 章目になりますが、費用対効果の検討でございまして、利賀ダムの費用対便益比について1.5という結果を得ているということを記載してございます。

6 章目、関係者の意見等ということで、検討の場においていただきました構成員の見解、パブリックコメントについて記載をしてございます。

最後に7章になりますが、今後、対応方針の原案を作成しまして、事業評価監視委員会の意見をお聴きしまして、対応方針（案）を記載する予定でございます。

以上が報告書の素案の案についてでございます。

続きまして、資料－12、今後の予定、それから意見聴取等の進め方について説明をさせていただきます。

1 ページ目をござんください。今後の予定についてでございます。

右側に赤枠で囲ってありますが、今回、第4回検討の場でご議論いただきまして、その後、河川法第16条の2などに準じました手続を行う予定でございます。

2 ページ目をごらんください。意見聴取などの進め方について記載をしてございます。

(1) 意見聴取対象ということでございますが、ダム検証の実施要領細目にありますとおり、報告書の素案を作成しまして、関係者から御意見をお聴きする予定でございます。

(2) 意見を聴く者と意見聴取方法ということでございまして、①河川に関し学識経験を持つ方、②関係住民、③関係地方公共団体の長、④関係利水者ということで、これらの方から御意見を伺う予定にしております。

②の関係住民からの御意見の伺い方につきまして、3 ページ目から具体的な内容を記載しております。

内容ですが、意見を聴く場を開催するとともに、当日参加できない方もいらっしゃると思いますので、その方からは紙面による意見提出をしていただく予定でございます。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

司会 それでは、ただいまの説明について、御意見等がございましたら、御発言をよろしくお願いいたします。

富山県知事 まず、今回の第4回の検討の場を、5年ぶりに2カ月ほど前に開いていただいた前回に続いて速やかに開いていただいたことについて、感謝を申し上げたいと思います。

ただいま、利賀ダム、また、それにかわる代替案について、「洪水調節」とか「新規利水」、あるいは「流水の正常な機能の維持」といった3つの目的別にさまざまな観点から評価をされまして、さらには、その3ついずれも利賀ダムが最も有利ということではなかったが、さらに総合的評価というものを大変詳細にやっていただきました。大変に緻密な分析をそれぞれやっていただいて、感謝申し上げます。

庄川流域は、想定氾濫区域に、高岡市や砺波市など26万人近い方々が居住しておりまして、約4兆3,700億円の資産があるなど、治水対策上、富山県にとっては大変重要な地域でございます。

また、沿川自治体や住民の皆さんから、この利賀ダムについては、ぜひ早く完成してほしいということを非常に強く要望されてきました。

今回、いろいろな角度から分析、検証されまして、利賀ダムがやはりベストの案だというふうな結果に取りまとめていただいたことを大変感謝申し上げます。

前にも申し上げましたが、検証は、河川整備計画レベルの安全度、30年から40年に一度程度発生する規模で検討されておりますけれども、ご承知のとおり、利賀ダムは庄

川水系河川整備基本方針に定められた150年に一度程度発生する洪水にも対応できる、そういう治水安全度を確保するために計画されたものですから、そうした観点からも、こうしたさまざまな緻密な分析、検証をされた上で、やはり「利賀ダム案」が最も有利という検証結果を示していただいたというのは大変ありがたいと思います。

利賀ダム事業の点検で、今後、総事業費が約126億円の増額という結果が示されておりますけれども、その要因については、消費税率の改定の問題あるいは物価変動等によることであるので、やむを得ないものと考えておりますけれども、今後とも、ぜひ事業執行の効率化とか、コスト縮減に努力をいただいて、総事業費の抑制に一層努めていただきたい、あわせて、できるだけ早期の完成をお願いしたいと思っております。

近年、昨年9月の鬼怒川の決壊などをはじめとして、全国で水害が多発しております。また、庄川においても、昭和51年の台風17号も、また、平成16年10月の台風23号による出水など、たび重なる洪水が発生しております、いつ何時、どのような水害に見舞われるかわからないわけでございます。

また、最近の全国的な異常気象の状況を見ますと、やはり安全に万全を期し、かつ早期に整備していくことが必要だと思っております。

今回の取りまとめに大変感謝申し上げますとともに、できるだけ早期に完成し、また、コストもできるだけ縮減していただくように、ご努力を重ねてお願い申し上げたいと思います。

以上で、意見とさせていただきます。

司会 ありがとうございます。

ほかに御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

南砺市長 今、知事からの意見と総じて私も同じでございます。

皆さん、いろいろな検証のデータを持って取り組んでいただいて、そして、総合的な判断として、「利賀ダム案」をお示しいただいたことは、本当にほっとした気持ちであります。

私は、上流部のダムの所在の市町村ですので、ある意味、下流域のいろんな、先ほど知事のおっしゃった住民の皆さんの思い、そして今までの大変危険な状況を知っている方がいらっしゃいますので、当然、安全度というもの、それが当然、河川整備計画の目標というものと、昨今のゲリラ的な集中豪雨だとか、それをオーバーするような集中豪雨が発生する中で、河川整備計画の目標を上回る洪水の発生というところの安全度ということをし

っかり我々も受けとめて、より安全に、そしてめちやくちやコストをかけるということではなくて、やはり安全を第一にしていきたいという思いを強く思っておる中で、今回の評価をいただいたということは大変感謝をしたいなというふうに思っています。

いろいろとこれから事務的にスピード感を持って取り組んでいただきますことを心からお願い申し上げまして、この案に賛成ですので、ぜひこのまましっかりと進めていただきたいなという要望をつけ加えさせていただきます。

以上です。

司会 大変ありがとうございました。

このほかに御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

高岡市長 高岡市でございます。下流域側ということで、射水さんほかもございますけれども、私からも一言コメントしたいと思います。

今ほど知事さんなり、また、立地市の南砺市さんからお話がございましたけれども、下流域では、やはり庄川という、いわゆる「暴れ川」と言われておりました川の管理というものが非常に課題といいましょうか、関心事でございます。

これはいろいろな観点からご考慮いただいて、安全度ということも重要視していただきながら、時間軸といったようなこともあわせて、できる限り早期な対応をご検討いただいたということ、そして、結果として、現在進められております「利賀ダム」が総合的な観点から推進すべきだという御結論をいただいたことは大変ありがたいと思っております。

今後とも、気象状況等々、非常に不明瞭なところがございますし、国のほうからもいろいろな観点から、さらなる安全な治水策、あるいは住民への情報提供というものがなされていくというふうに思いますが、そのためにも、ぜひ安全な管理の観点からできていきますように、今後のご推進をお願いしたいと思っております。

司会 大変ありがとうございました。

このほかにありますでしょうか。

射水市長 射水市でございます。高岡市さんと同じく、最下流域の地域に当たるわけでございます。

今ほどは、石井知事さん、また、南砺市田中市長さん、高岡市高橋市長さんからお話がありましたとおりでありまして、この庄川につきましては、本当にたびたびと大きな水害も発生してきている。私どもとしましては、昭和9年、大分古い話ですけども、当時、大水害によりまして大きな被害を受けた地域でもありました。その後もたびたびと、例え

ば知事さんからもありましたが、昭和50年代、また、平成16年の避難勧告など、本当に怖い夜を過ごすといえますか、そういった経験もしながら、やはり早く安全を確保してほしいという思いを地域として強く持たせていただいていたところでございます。

なかなか急流河川ということで、検証というものも困難といえますか、難しい面も多々あったということでございますけれども、今日、御説明をいただいたさまざまな検証をしっかり行っていただきまして、「利賀ダム案」が良かったということでお話をいただきました。

ぜひこれを進めていただきまして、安全の確保を実現していただきますように、私からもお願いをさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

司会 大変ありがとうございました。

このほかに、御意見ございますでしょうか。

小矢部市副市長 すみません。きょうは小矢部市長がちょっと都合で出られませんでしたので、代理で来ております副市長でございますが、今ほど知事さん、各市長さん、それぞれのおっしゃったとおりでございますが、小矢部市は庄川の中流域のほうになりますけれども、小矢部市におきましても、平成20年の集中豪雨、そういうことを考えますと、いつ大規模な洪水が発生するかわかりません。

今回、丁寧に検証された検証結果をもとに、洪水調節に最も早期に効果があらわれる利賀ダムの建設を、小矢部市としても、ぜひよろしくお願いをいたします。

司会 ありがとうございます。

このほかにございますでしょうか。

砺波市副市長 砺波市です。今日は市長が出席しておりませんので、副市長ですが、少しお話をしたいと思います。

砺波市は下流域にありまして、平成26年7月20日には、1時間に120ミリもの豪雨がありました。

現在、市のほうでは、国交省さんのデータをいただきながら、タイムラインということで作成をしておりますが、それでは全てが十分ではない部分もありますので、今回提案をいただきました「利賀ダム案」において、早期に完成をしていただいて、岐阜県からの雨によって、非常にそういうような心配もありますので、市民の安心・安全を守るためにも、早期完成をお願いしたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございました。

ほかに御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

富山県知事 藤山局長、今後のスケジュールを最後に説明はされましたけども、ここまで相当時間もかけて進めてこられましたので、今後、事業評価監視委員会も逐次やられて、その前に、学識経験者と住民の皆さん、あと、私ども自治体の意見も聞いていただけるということですが、最終的に有識者会議の意見を聞かれて、本省が対応方針をお決めになると聞いていますが、率直に言って、この利賀ダムについては、もともと関係自治体の長は全員賛成ですし、また、住民の皆さんからも、早くやってほしいという声がかねて高いわけですけども、本省による対応方針の決定まで、どのぐらいの時間をかけてというふうに思っておられるのか、お聞かせいただけないでしょうか。

北陸地方整備局長 大ざっぱな見込みなりとも言いたいところなんですけど、やはりこれまでにこれだけ時間をかけてやってきた話で、検証をやっている事務局として、軽々に、いつまでにこの検証作業を終わらすという話はなかなか言えないんじゃないかなと。

最初に御挨拶させていただいたように、これから幾つかのステップを踏んで、またいろんな方々の御意見をお伺いしますのです、やはり、これで何カ月、これで何カ月、場合によったらコストで、評価軸でいった場合に、整備計画レベルでは、これが一等賞でないという部分もございますので、その辺を丁寧に説明していく必要があると思いますので、今日のところは、見込みなりともという御質問に関しては、少しでも早く検証作業を終了させたいという言葉でとどめさせていただきたいと。

大変申しわけないんですけども、やはりそのところはあまり事務局として、こうやってやっていくんだという形にはなかなか、相手といいますか、いろんな関係者がある話だと思っております。大変申しわけございません。

富山県知事 これまで本当に時間をかけて緻密にやってこられましたので、お立場も理解できますが、ぜひこれからも、丁寧ではあるけれども、スピード感を持って対処していただけるということで、よろしくお願いいたしますと思います。

北陸地方整備局長 はい。検証作業自体は、一日も早く終了するよう努力してまいりたいというふうに思います。

4. その他

司会 ほかのご意見ございますでしょうか。

それでは、議論も出尽くしたということでございまして、河川部長のほうから一言お願いいたします。

河川部長 本日は、さまざまな御意見ありがとうございました。

本日の検討の場で、最も有利な案が「利賀ダム案」であるということが合意になりましたので、引き続き手続のほうを進めてまいりたいと思います。

早くという御意見がありましたが、先ほど局長が申しましたとおり、丁寧に、かつ速やかに進めていきたいと思いますので、また引き続きご協力のほど、よろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

5. 閉 会

司会 長時間の審議、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第4回利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

閉会 午後4時25分